

役員選挙内規

国際会計研究学会会則第10条第4項および第11条第4項にもとづく役員選挙は、本内規によって行うものとする。ただし、この内規に定めのない事項については、選挙管理委員会が決定する。

会長および理事の選挙管理を行うため、選挙管理委員会を設置する。選挙管理委員会は、理事会の決定による理事2名（うち1名を理事会の決定により選挙管理委員長に任命する。）と幹事をもって構成する。選挙管理委員は、役員選挙が実施される前年度の研究大会理事会において任命し、会員総会に報告するとともに、遅滞なく本会ホームページにおいて公表する。

選挙管理委員長は、役員選挙の方法について、役員選挙が実施される研究大会の会員総会において報告する。

1. 会長の選出

- (1) 会長の選出は、大会期間中に会員の直接投票によってこれを行う。ただし、賛助会員については、代表者1名が投票権を有するものとする。
- (2) 投票は、単記無記名式とする。
- (3) 最多得票者をもって会長当選者とする。最多得票者が2名以上いる場合は、生年月日の早い者をもって当選者とする。
- (4) 開票結果は、大会期間中に発表し、速やかに当選者に通知する。
- (5) 開票結果については、当選者の氏名のみを発表し、得票数は公表しない。

2. 理事の選出

- (1) 理事は、大会期間中に会員の直接投票によって15名を選出する。ただし、会長経験者は被選挙権をもたない。
- (2) 投票は、複数連記無記名式とする。連記総数は、改選時に理事会において決定する。
- (3) 改選必要理事数の範囲内で、得票順に理事当選者を決定する。
- (4) 下位得票同数者があって改選必要理事数を超える場合は、生年月日の早い者をもって当選者とする。
- (5) 開票結果の公表は、会長の選出に準ずる。

3. 本内規の改廃は、理事会がこれを決定し、会員総会で報告するとともに、速やかに本会ホームページにおいて会員に周知する。

(附 則)

1. この内規は、令和元年8月31日から改正実施する。